

「学校関係者の役割」の改訂(案)について

(1)校 長

項目	(大阪府) ガイドライン	(和泉市) 手引き	(和泉市) 改訂(案)	第4回委員会における意見等
1	○ 校内の食物アレルギー対応のすべての責任者。	◆ 校内における食物アレルギー対応のすべての責任者。	◆ 校内における食物アレルギー対応のすべての責任者。	
2	○ 当該児童生徒等の保護者と個別面談を実施する。	◆ 保護者と面談した際に、学校の基本的な考え方等を説明し、理解を図る。	◆ 保護者と面談した際に、学校の基本的な考え方等を説明し、理解を図る。	
3	○ 対応委員会を設置し、開催する。		○ 校内委員会を設置、開催し、アレルギー対応について協議のうえ、対応方針を決定する。	◎ 校内委員会を実施しているため明記が必要 ◎ 協議・決定の文言を入れるべき
4	○ 対応委員会で決定した校内の対応方針を踏まえ、教職員に伝える。		○ 校内委員会で決定した校内の対応方針を踏まえ、教職員に伝える。	◎ 校内委員会を実施しているため明記が必要
5		◆ 職員の共通理解が持てるように指導する。	◆ 職員の共通理解が持てるように指導する。	◎ 項目として見直しはないが、具体的な取り組み内容を明記する必要がある(※資料2)
6	○ 関係教職員と対応について協議し、決定する。	◆ 実施基準に照らし、関係職員と話し合いの後、対応を決定する。		◎ 校内委員会の実施内容を明確化するため削除(※資料4)
7		◆ 教職員に対して食物アレルギーについての知識や対応について周知を図る。		◎ 職員の共通理解にかかる「具体的な取り組み内容」を明確化するため削除(※資料2)
8		◆ 薬等の学校への持参を許可した場合は、必要ときに教職員が確実に本人に手渡せるよう、管理使用について研修等で、周知徹底を図る。		◎ 職員の共通理解にかかる「具体的な取り組み内容」を明確化するため削除(※資料2)
9	○ 関係機関及び消防機関と連携をとる。			
10	○ 事故・ヒヤリハットが発生した場合には、迅速に教育委員会へ報告する。	◆ 事故・ヒヤリハットが発生した場合には、迅速に教育委員会へ報告する。	○ ◆ 事故・ヒヤリハットが発生した場合には、迅速に教育委員会へ報告する。	

「学校関係者の役割」の改訂(案)について

(2)学級担任

項目	(大阪府) ガイドライン	(和泉市) 手引き	(和泉市) 改訂(案)	第4回委員会における意見等
1		◆ 保護者からの連絡をすぐに関係職員に伝え、連携を密にしておく。	◆ 保護者からの連絡をすぐに関係職員に伝え、連携を密にしておく。	◎ 見直しの必要なし
2	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態把握や個別の取組みプラン、緊急措置方法等について立案・把握する。			
3	○ 当該児童生徒等の保護者との個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。	◆ 保護者と面談した際、児童・生徒の実態、保護者の要望等を確認しておく。	◆ 保護者と面談した際、児童・生徒の実態、保護者の要望等を確認しておく。	
4	○ 給食時間は、決められた確認作業(声出し指差し等)を確実に行之、誤食を予防する。	◆ 給食時間までの事前確認及び給食時間中の確認作業を行い、誤配・誤食を予防する。	◆ 給食時間までの事前確認及び給食時間中の確認作業を行い、誤配・誤食を予防する。	
5	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。			
6	○ 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。	◆ 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。	◆ 給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。	
7	○ 他の児童生徒等に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。	◆ 食物アレルギーに対しての正しい認識を持ち、他の児童・生徒にも機会を見つけて伝える。	◆ 食物アレルギーに対しての正しい認識を持ち、他の児童・生徒にも機会を見つけて伝える。	
8		◆ 緊急時の対応、連絡先を保護者から知らせてもらい、職員間で確認しておく。	◆ 緊急時の対応、連絡先を保護者から知らせてもらい、職員間で確認しておく。	

「学校関係者の役割」の改訂(案)について

(3) 養護教諭

項目	(大阪府) ガイドライン	(和泉市) 手引き	(和泉市) 改訂(案)	第4回委員会における意見等
1	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態把握や個別の取組みプラン、緊急措置方法等を立案・把握する。		○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態を把握し、個別の対応方法や、緊急措置方法等を立案する。	◎ アレルギー情報を把握し、緊急措置方法等の立案・把握は、必須の取り組みであると考え、明記が必要。
2	○ 当該児童生徒等の保護者との個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に進行。	◆ 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。	◆ 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。	◎ 見直しの必要なし
3	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態を把握し、全教職員と情報共有する。	◆ 保護者と連携を図り、食物アレルギー対応が必要な児童・生徒の実態を把握する。	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態を把握し、全教職員と情報共有する。	◎ 「全教職員と情報共有をする」の必要性から、府の「ガイドライン」の表記に見直す方が良い。
4		◆ 学級担任、給食担当(栄養教諭・学校栄養職員等)との連携を図る。 ▶学級担任 ⇒ 該当児童・生徒の食物アレルギー状況の情報を提供する。 ▶給食担当(栄養教諭等) ⇒ 学校給食で対応している児童・生徒についての情報交換をする。		◎ 「項目3」を府の「ガイドライン」の表記に見直すことにより不要
5	○ 主治医、学校医、医療機関、消防機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。	◆ 食物アレルギー反応が出た場合の措置方法を確認しておく。 ▶主治医、学校医との連携を図る。 ▶当該児童・生徒が誤食した場合や、食物アレルギー症状がでた場合の応急処置の方法や連絡先を事前に確認しておく。	○ 主治医、学校医、医療機関、消防機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。	◎ 大阪府のガイドラインに合致する方が端的でわかりやすい

「学校関係者の役割」の改訂(案)について

(4) 栄養教諭

項目	(大阪府) ガイドライン	(和泉市) 手引き	(和泉市) 改訂(案)	第4回委員会における意見等
1	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態把握や個別の取組みプラン等を立案・把握する。		○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態を把握し、個別の対応方法等を立案する。	◎ 養護教諭同様、必須の取組であることから明記が必要
2	○ 当該児童生徒等の保護者との個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に進行。	◆ 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。	◆ 個別面談に出席し、アレルギー物質を含む食品や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。	◎ 市の手引きの方が具体的に記載されていてわかりやすい
3	○ 安全な給食提供環境を構築する。	◆ 学校給食でどのような対応ができるのかを検討し、校長に報告する。	◆ 学校給食でどのような対応ができるのかを検討し、校長に報告する。	
4		◆ 学校給食での対応が決定したら、関係職員、保護者とともに毎月の対応について協議する。	◆ 学校給食での対応が決定したら、関係職員、保護者とともに毎月の対応について協議する。	
5		◆ 必要があれば、保護者にアレルギー物質を含む食品が明記された詳細献立表、成分配合表を配付し、チェックをしてもらい、確認する。	◆ 必要があれば、保護者にアレルギー物質を含む食品が明記された詳細献立表、成分配合表を配付し、チェックをしてもらい、確認する。	
6	○ マニュアルや個別の取組みプラン等に基づき、具体的な調理・配膳作業等を管理する。	◆ 提供する場合は、献立作成や作業工程表を作成するときに、食物アレルギー物質を含む食品に注意を払うとともに、混入がないよう除去食の調理指示を行う。	◆ 提供する場合は、献立作成や作業工程表を作成するときに、食物アレルギー物質を含む食品に注意を払うとともに、混入がないよう除去食の調理指示を行う。	
7		◆ 給食時の指導について担任に状況を伝えてアドバイスをする。	◆ 給食時の指導について担任に状況を伝えてアドバイスをする。	

「学校関係者の役割」の改訂(案)について

(5)教 頭

項目	(大阪府) ガイドライン	(和泉市) 手引き	(和泉市) 改訂(案)	第4回委員会における意見等
1	○ 校長の補佐、指示伝達、外部対応	◆ 保護者や関係機関との窓口として、全体の連絡調整を行う。	◆ 保護者や関係機関との窓口として、全体の連絡調整を行う。	◎ 見直しの必要なし

(6)調理員

項目	(大阪府) ガイドライン	(和泉市) 手引き	(和泉市) 改訂(案)	第4回委員会における意見等
1	○ 食物アレルギーを有する児童生徒等の実態を理解し、対応の内容を確認する。	◆ 食物アレルギー対応に必要な児童・生徒の実態について理解し、除去食の内容を確認する。	◆ 食物アレルギー対応に必要な児童・生徒の実態について理解し、除去食の内容を確認する。	◎ 見直しの必要なし
2	○ 栄養教諭・学校栄養職員の調理指示をもとに、安全かつ確実に作業する。	◆ 給食担当(栄養教諭・学校栄養職員等)と話し合いながら除去する食品を確認した上で、作業工程表を作成し、調理作業にあたる。	◆ 給食担当(栄養教諭・学校栄養職員等)と話し合いながら除去する食品を確認した上で、作業工程表を作成し、調理作業にあたる。	◎ 見直しの必要なし